

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所定款第8条第2項の規定による

副理事長が法人を代表する業務に関する規程

(令和5年12月19日規程第21号)

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所定款第8条第2項の規定による副理事長が法人を代表する業務は、次のとおりとする。

- 1 海外の大学及び研究機関等との契約に関する業務で、理事長が不在で緊急に対応しなければならない事情を有するもの

附 則

この規程は、令和5年12月19日から施行する。